

上越市と上越市内郵便局との包括的連携に関する協定書

上越市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社稻田郵便局上越地区連絡会統括局（以下「乙」という。）及び日本郵便株式会社高田郵便局（以下「丙」という。）は、上越市における「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現を目指して相互に協力するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地方創生の推進及び上越市民の満足度向上に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 未来を担う子どもの健全育成に関すること。
- (3) 上越市の魅力発信に関すること。
- (4) 地域経済、地域コミュニティの活性化に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) 人口減少対策に関すること。
- (7) その他、市民サービスの向上・地域創生に関すること。

2 甲、乙及び丙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲、乙及び丙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙及び丙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれかにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙及び丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月27日

上越市木田1丁目1番3号

甲

上越市長

村山秀幸



上越市稻田4丁目1番34号

乙

日本郵便株式会社 稲田郵便局

上越地区連絡会

統括局長

西條英夫



上越市大手町3番21号

丙

日本郵便株式会社 高田郵便局

郵便局長

阿達健三

